

第5期豊橋市地域福祉計画

(令和8年度～12年度)

基本理念

つながり支え合い、
その人らしく暮らせる
地域共生社会の実現

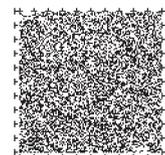


『未来にはばたけ』 豊橋あゆみ学園の子どもたち 作

音声コードを専用アプリ等で読み取ると、内容を音声で聞くことができます。

令和8年3月

豊橋市



音声コード Uni-Voice

1. 計画の概要

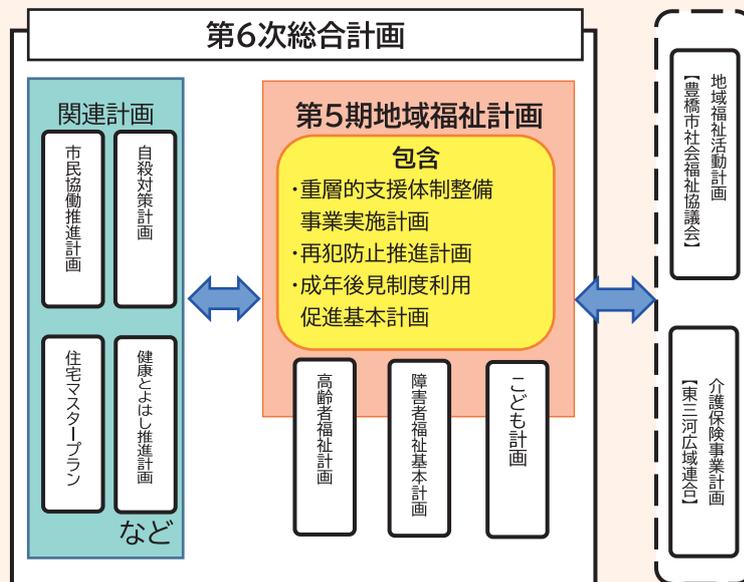
(1) 計画策定の背景

本市では、令和3(2021)年3月に「第4期豊橋市地域福祉計画」を策定し、高齢者、障害者、子ども、健康等に係る各分野の計画と連携しながら、地域福祉の推進に取り組んできました。しかし、人々の行動変容、交流意識(つながり)の弱まりなど社会の変化が見られたことや、人口減少、高齢化、世帯構成の変化・規模の縮小が進んだことにより、従来は家族や地域が担ってきた「支え合い機能」が低下しています。このような社会情勢のもと、国では「地域共生社会」の実現に向けた在り方検討が進められています。本市においてもこれまでの施策を継承・発展させた地域づくりを進めるため「第5期豊橋市地域福祉計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

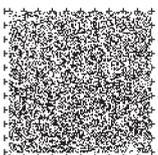
この計画は、社会福祉法第107条に基づき策定しており、第6次豊橋市総合計画を上位計画とし、地域福祉を推進する総合的な計画として、福祉などに関する各分野の個別計画の上位計画と位置づけ、関連する計画と連携が図られた内容とします。

地域住民や地域福祉活動のさまざまな担い手が相互に協力して取り組む地域福祉の行動計画であり、豊橋市社会福祉協議会が策定する「豊橋市地域福祉活動計画」と互いに連携しながら、一体となって地域福祉の推進を図ります。



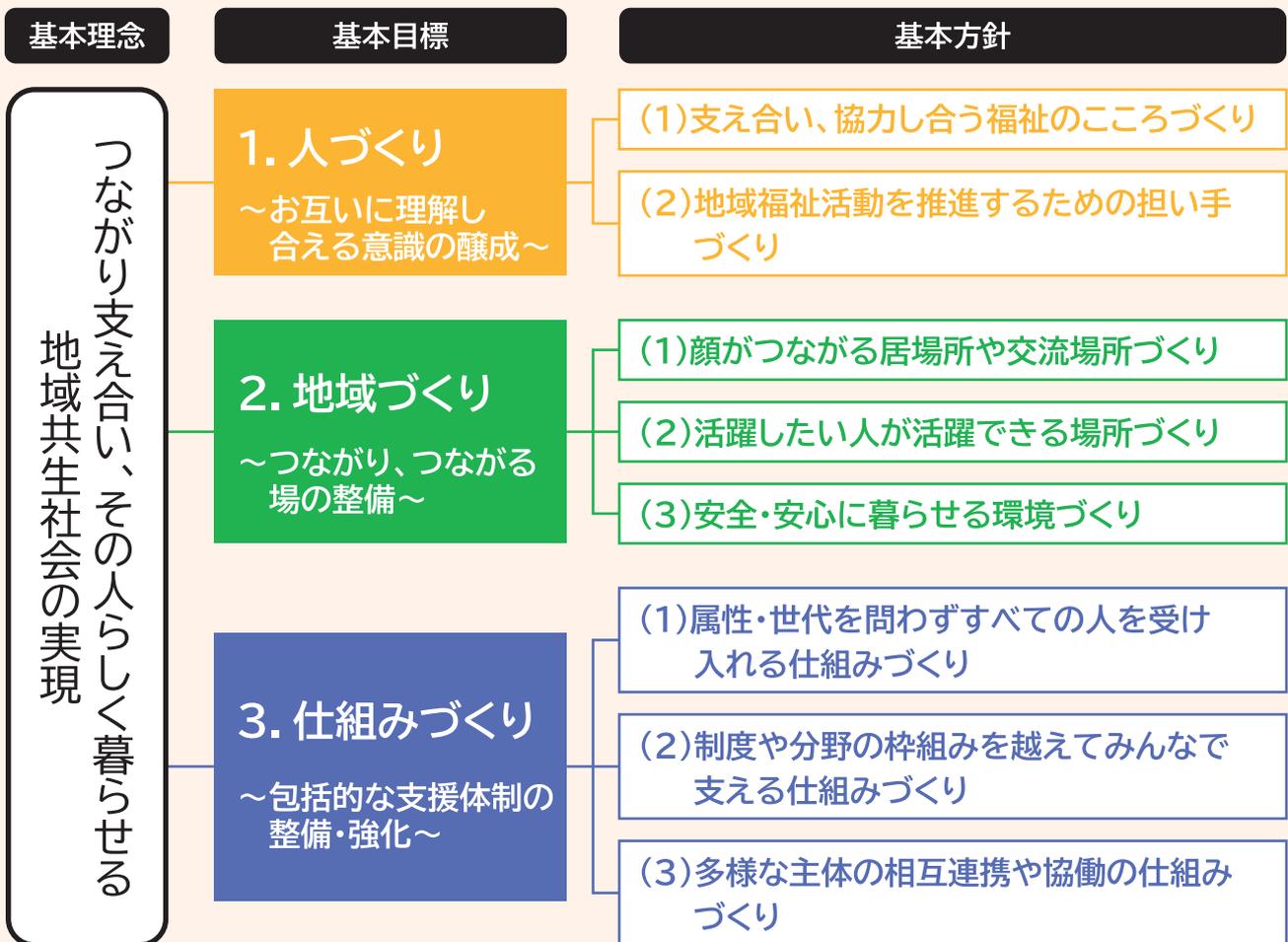
(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。



2. 計画の基本的な考え方

(1) 計画の体系図



～基本理念の考え方～

■ つながり支え合い

誰もが、どこかでつながっており、つながり方、つながり先を自ら選択し、身近な地域でお互いに支え合う関係の構築に着目しました。

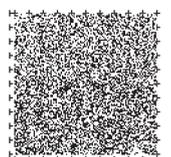
■ その人らしく

“自分”のことは、「自分らしく」、「他者」のことは、「その人の価値観や性格を尊重していく」という思いを込めました。

また、「その人らしく暮らす」ためには、「役割」と「居場所」を持つことも必要であり、“他者”との関わりの中で、“その人”の状況も理解してほしいと考えました。

■ 地域共生社会

地域住民や地域のさまざまな主体が参画し、つながることで住民一人ひとりが役割と居場所を持って、地域をともに創っていく社会の実現を目指します。



(2)施策の展開

基本目標1 人づくり ～お互いに理解し合える意識の醸成～

市民の福祉に対する関心を高め、地域福祉活動等に自ら進んで参画する担い手を育て、支え合う人づくりを進めます。

基本方針 1 支え合い、協力し合う福祉のこころづくり

地域は人々によって成り立っており、そこに住む住民一人ひとりの意識や関心が地域福祉の推進には大切な力となります。地域福祉の基盤として、誰もが「支える側」「支えられる側」になる可能性があることを理解し、互いに助け合い、協力し合う福祉のこころを育てることが重要です。

基本方針 2 地域福祉活動を推進するための担い手づくり

地域福祉の推進には、地域住民等が課題解決に向け、ともに助け合い、支え合う地域福祉活動も大切です。その地域福祉活動を進めるためには、行政だけでなく、多くの方々の協力や参加が欠かせません。特に、ボランティアなど地域福祉活動を支える担い手の力は重要です。

基本目標2 地域づくり ～つながり、つながる場の整備～

地域においてさまざまな人の居場所となり活躍できる場面をつくり、地域福祉活動が発展するための支援や多様な主体が参画するための取り組みにより、人と人、人と資源がつながる地域づくりを図ります。

基本方針 1 顔がつながる居場所や交流場所づくり

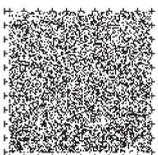
地域で誰もが自分らしく暮らしていくためには、「居場所」や「役割」、そして人と人との「つながり」が欠かせません。こうしたつながりがあることで、地域住民同士が困りごとや課題を早期に発見し、問題が深刻化する前に解決できる可能性が広がります。また、日々の何気ない人とのつながりが課題解決のきっかけとなることもあり、地域の活性化や住民の心理的な充足感を向上させる上で、とても重要です。

基本方針 2 活躍したい人が活躍できる場所づくり

地域福祉活動は、地域のつながりを深め、住民同士がともに支え合う地域づくりに欠かせません。地域で活躍したい人が活躍できる環境を整えるため、地域の課題解決や住民ニーズに対応した取り組みを進める団体及び個人の活動に対して支援を行うことや、住民が集まり交流しながら活動できる拠点を提供することが重要です。

基本方針 3 安全・安心に暮らせる環境づくり

地域住民が互いに助け合いながら、属性を問わないつながりや支え合いを強めることは豊かな地域社会の基盤となります。地域で災害や犯罪、権利侵害などへの不安を感じることなく、すべての人がその人らしく、安全・安心に暮らすことのできる環境を整えることは非常に重要です。



基本目標3

仕組みづくり ～包括的な支援体制の整備・強化～

複雑化・複合化した課題に対し、制度や分野、立場を越え、関係機関や官民が連携した包括的に支援する体制の整備・強化を実施します。

基本方針 1 属性・世代を問わずすべての人を受け入れる仕組みづくり

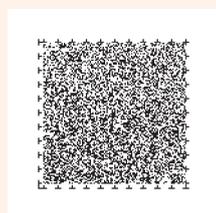
地域福祉を充実させるためには、住民同士の支え合いが欠かせません。しかし、地域の困りごとや課題を見つけたとしても、それを解決につなげる仕組みがなければ課題は解決しません。「属性や世代を問わず、受け入れられるサービスの充実と、その質の向上」と「市民が適切なサービスを選択できる情報提供体制を整える」ことが、一人ひとりが「その人らしく」暮らしていくには重要になります。

基本方針 2 制度や分野の枠組みを越えてみんなで支える仕組みづくり

社会情勢の変化に伴い、複雑化・複合化した課題や困りごとが増加しています。これらの課題を地域で把握し、適切な相談窓口につなげるだけでなく、地域の資源を活用し、多くの関係機関が連携して支援する体制を構築するとともに、ネットワークを強化し包括的な支援を進めていくことが重要です。

基本方針 3 多様な主体の相互連携や協働の仕組みづくり

多様化する住民の生活課題や複雑化・複合化する福祉ニーズに対応するためには、新たな主体との連携や協働を創っていくことも必要です。従来からの地域活動団体や行政に加えて、社会貢献活動に取り組む意欲のある企業や、「地域における公益的な取り組み」に努める社会福祉法人など、多様な主体の相互連携や協働の仕組みを築いていくことが重要となります。



(3) 包含する計画

この計画には、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとし、必要事項を盛り込み、一体的に策定しています。

重層的支援体制整備事業実施計画

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備のための一つ的手段として、既存の介護・障害・こども・生活困窮の枠組みを生かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的支援体制整備事業が創設されています。

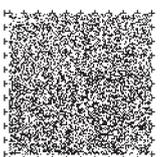
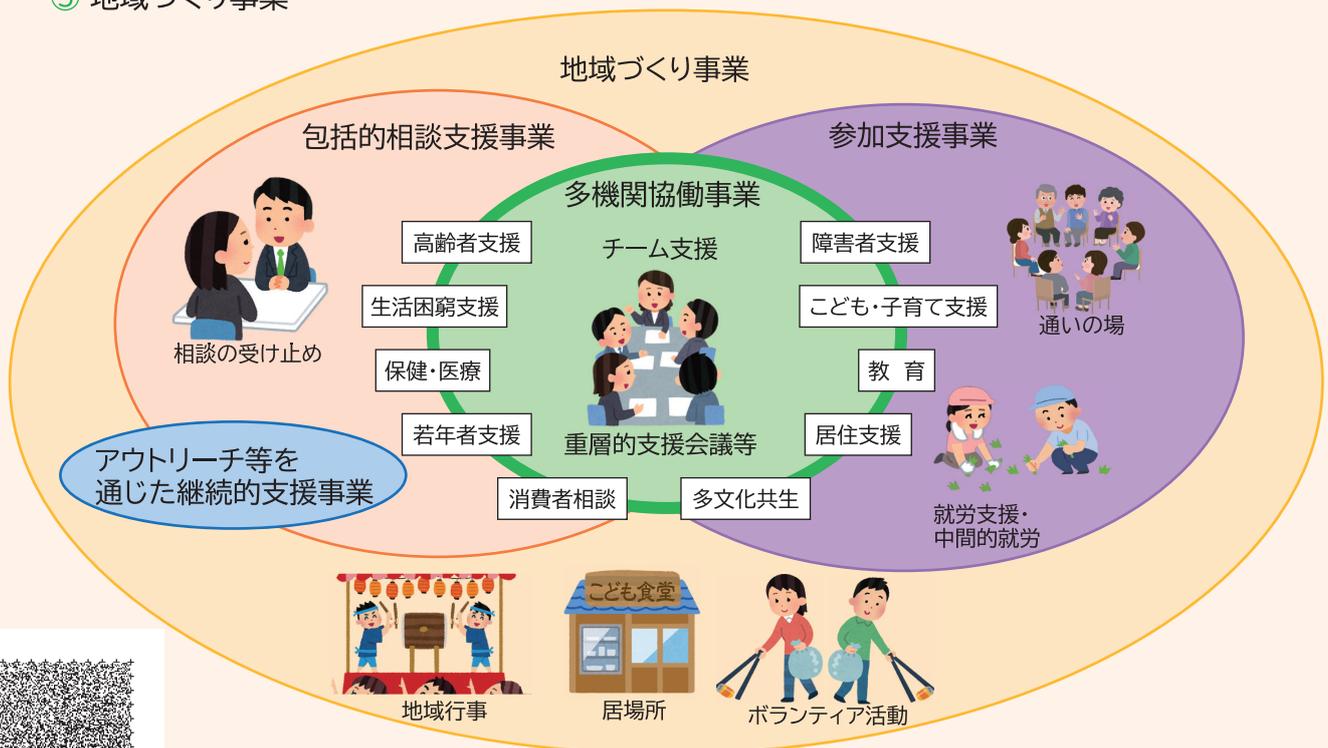
本市においては、令和6(2024)年度から重層的支援体制整備事業を実施しています。

基本方針

制度や仕組みの「支援のしづらさ」を少しでも改善し、「生きづらさ」を抱える人の生活を支援するため、市全体の支援機関、地域の関係者が断らず、受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目指します。

取り組み

- ① 包括的相談支援事業
- ② 多機関協働事業
- ③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ④ 参加支援事業
- ⑤ 地域づくり事業



再犯防止推進計画

犯罪や非行経験者が社会復帰後に再び犯罪をしないよう、国・地方公共団体・民間が連携して支援を行うことを目的としています。

就労や住居の確保、医療や福祉支援などを総合的に推進し、地域社会での孤立を防ぎ、「息の長い支援」を提供することが重視されています。

基本方針

地域福祉の施策に再犯防止の視点を反映させた取り組みを進めていきます。再犯防止のために有効な施策は、福祉関係施策をはじめとした地域福祉計画に関連する事業と共通する部分も多くあります。このため、既存の事業に、既に犯罪をした者等を対象に含む場合や新たに対象に含める場合など、関連する事業の枠組みを最大限活用していきます。

取り組み

- ① 再犯防止に関する啓発と関係機関との連携
- ② 保健福祉サービス等支援施策の活用促進
- ③ 生活基盤の確立支援

成年後見制度利用促進基本計画

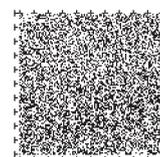
成年後見制度は、認知症や障害などにより意思決定が困難な人を法的に保護し、支援するための制度です。成年後見制度の利用促進を目指し、地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、「地域共生社会」の実現のため、本人中心の支援を充実させます。

基本方針

後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症や知的障害その他精神上の障害等により判断能力が不十分であっても、その特性を理解した上で、本人の意思を反映・尊重できるように取り組みを進め、成年後見制度だけでなく、任意後見制度や日常生活自立支援事業などの充実を図ることで、本人の意思、能力や生活状況に応じたきめ細やかな対応ができるよう取り組み、地域共生社会の実現を目指します。

取り組み

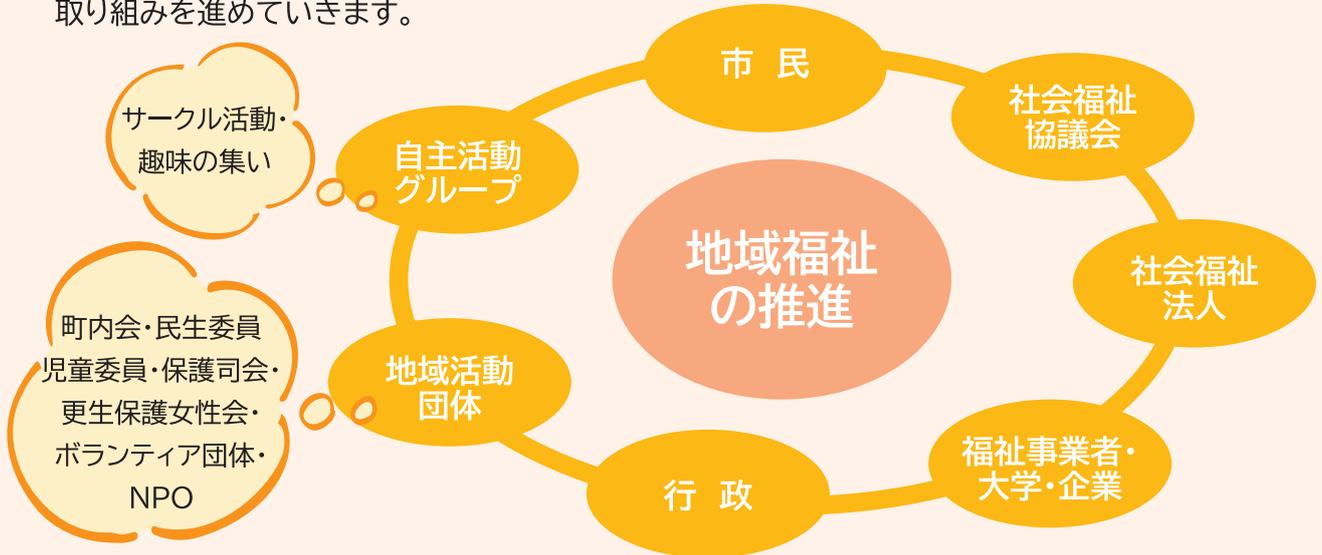
- ① 成年後見制度等の周知・啓発
- ② 相談支援体制の整備
- ③ 利用促進に向けた環境整備



3. 計画推進に向けて

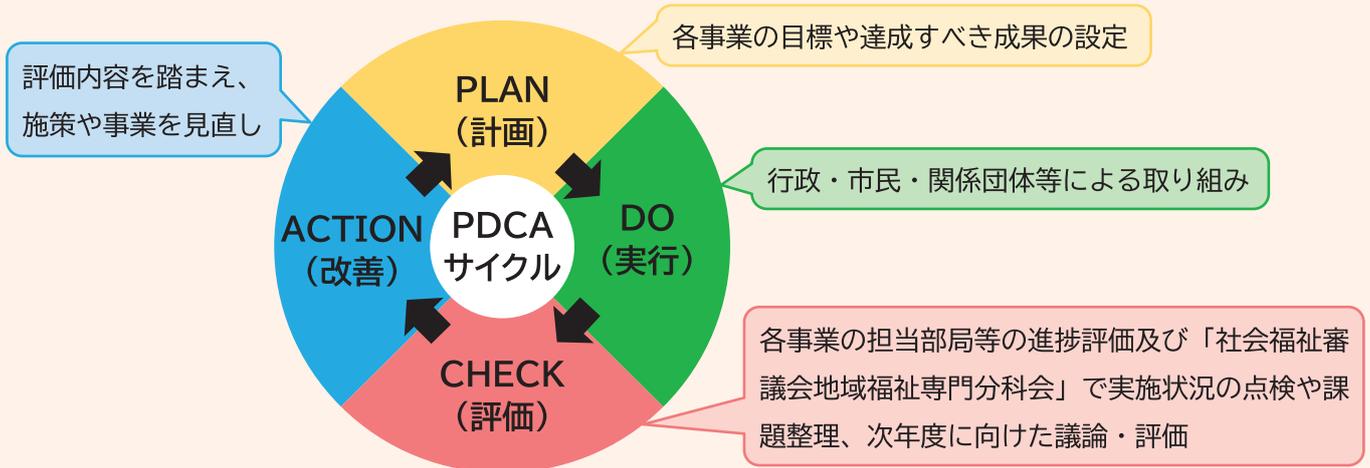
(1) 計画の推進

地域福祉を推進するため、市民、自主活動グループ、地域活動団体、事業者、社会福祉活動団体、そして行政が連携を強化するとともに、地域の実情に応じた市民主体の課題解決に向けた取り組みを進めていきます。



(2) 計画の評価

学識経験者、市民代表、関係機関・関係団体の代表者で構成される「豊橋市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、事業の実施状況の点検や課題整理を行い、次年度に向けた議論・評価を行います。評価にあたっては、以下のサイクルを毎年度繰り返すことで、計画の着実な推進と基本理念の実現を目指します。



第5期豊橋市地域福祉計画【概要版】

令和8（2026）年3月

発行 福祉部福祉政策課

TEL:(0532)51-2355

FAX:(0532)56-2813

メール:fukushiseisaku@city.toyohashi.lg.jp



とよはし福祉
ソーシャルマーク



計画本編はこちらから